

令和 8 年度 松本市会計年度任用職員募集要項(埋蔵文化財発掘調査員・史跡整備研究専門員)

1 採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
1名	(1) 埋蔵文化財の発掘調査に関する以下の項目 ア 発掘調査現場での指導監督または補助 イ 諸記録の作成 ウ 出土遺物等の整理 (2) 埋蔵文化財の発掘調査報告書の作成に関すること (3) 埋蔵文化財保護の指導及び補助に関すること (4) 埋蔵文化財の普及公開に関すること (5) 史跡整備事業に関すること (6) その他埋蔵文化財及び史跡整備に関すること

2 勤務条件

任用期間	令和 8 年10月1日以降から令和 9 年3月31日まで (職務成績等により、再度任用することがあります)
勤務場所	松本市内各地の発掘現場又は 松本市文化観光部 文化財課埋蔵文化財担当・史跡整備担当 (松本市中山3738-1)
報酬	月額 220,800 円 ※勤務年数、国の人事院勧告により変動する場合があります。
諸手当	条例、規則等に定めるところにより通勤費相当額、期末・勤勉手当を支給
支給日	毎月21日(原則)
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
勤務日 及び休日	勤務日:週5日勤務(原則月曜日～金曜日) 休日:土曜、日曜、祝日及び年末年始
勤務時間	原則 8時30分～17時00分(休憩時間1時間) ※時間外勤務の可能性もあり
休暇	条例に定めるところにより年次有給休暇を付与 各種休暇制度あり
職員駐車場	あり

3 応募要件

- (1) パソコン操作(ワード・エクセルでの書類作成ができる方、イラストレーターなどでの図版作成等ができれば尚可)
- (2) 普通自動車運転免許を保有し、自家用車で通勤可能な方
- (3) 大学または大学院で考古学、歴史学を専攻した方(歴史・考古系の博物館学芸員資格を有する方、埋蔵文化財の発掘調査や調査報告書作成の知識や経験のある方は尚可)

4 その他

- ・今年度すでに会計年度任用職員採用選考に応募された方は、同一職種の応募はできません。
- ・採用となった場合、任用開始前に健康診断書を提出していただきます。